

構造改革特区(第22次)提案のうち検討の対象とならないもの

提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	今回の検討の対象とならない理由
美唄市、名寄市、 陸前高田市、東久 留米市、泉佐野 市、古賀市、多久 市、阿久根市、石 垣市、北本市	公職兼職禁止規定の撤廃	地方自治法第141条及び国会法第39条に規定される公職兼職禁止、ならびに公職選挙法第89条に規定される公務員の立候補制限について、地方公共団体の長が国会議員を兼職できるように廃止・改正する。	本提案は、立法府の活動に係る事項であることから検討の対象としない。